

離婚された方へ

役場内で想定される手続きをご案内します。

ご不明な点は、タイトル横の担当グループまでお問い合わせください。

☆ 住所変更 や 世帯分離（町民生活グループ）

離婚届を出しただけでは、住所や世帯は自動的に変更されません。

（続柄のみ自動で修正されます。）例：世帯主と妻だった世帯⇒世帯主と同居人 等
町外へ転出や町内で転居された際は住所変更の手続き、または、まだ次の住所が決まっておらず、生計を別に行っている方は世帯分離の手続きをお願いいたします。

☆ マイナンバーカードの氏名変更 や 署名用電子証明書の発行（町民生活グループ）

氏名に変更のある方は氏名変更と、署名用電子証明書の発行の手続きをお願いします。その際、「4桁の数字」の暗証番号（住民基本台帳用）と「6～16桁の英数字」の暗証番号（署名用電子証明書用）を使用します。

☆ ひとり親家庭になった方（①：子育て支援グループ、②：町民生活グループ）

①夫婦が離婚及び別居し、子を監護する親が1人になった場合、児童手当のほか
に、児童扶養手当を追加で受給することができます。

②元々、乳幼児等医療費助成制度の対象だった方（お子さんが小学生以下の場合）
は、資格喪失が必要になります。また、ひとり親家庭等医療費助成制度の対象と
なります。（中学生以上のお子さんや、親が対象に含まれるようになります。）

☆ 国民健康保険証をお持ちの方（町民生活グループ）

氏名変更や住所変更によって届出が必要になり、保険証の差し替えがあります。

☆ 夫婦間で給与に差があった方またはその扶養となっていた方（年金関係）

厚生年金被保険者の離婚時には、年金分割制度があります。それぞれ会社勤めでも
給与（標準報酬月額など）が夫婦間で差があった場合や、その扶養であった場合は
将来受給できる年金額を分割することができる場合があります。

くわしくは苫小牧年金事務所（お客様相談室）へお問い合わせください。

TEL：0144-56-9001（自動音声後①⇒②）

☆ お子さんのいる方へ（町民生活グループ）

戸籍上、婚姻届を提出しただけでは、原則お子さんの戸籍に変動はありませんが、

①お子さんを、離婚後に旧姓に戻った親権者の母（父）と同じ名字にしたい場合

②親権者の母（父）の名字に変更は無いが、新しく戸籍を作った親権者の母
（父）と同じ戸籍に移動させたい場合

母（父）の氏を称する入籍届をすることによって、お子さんと親権者の母（父）を
同じ戸籍にすることができます。（家庭裁判所の許可が必要です。）

これらをしない場合、未成年のお子さんの場合は、離婚後の親権者が誰なのか記載
されるのみで、元の戸籍からの変動はありません。

～ お問い合わせ先 ～

厚真町役場住民課

町民生活グループ ☎ 0145-26-7871

子育て支援グループ ☎ 0145-26-7872